

百貨店における県産品実演販売キャラバン展開業務企画提案競技仕様書

1 目的

コロナ禍で販路が狭まっている県内事業者の販路開拓・拡大を図るため、複数の百貨店催事場において県産品実演販売の機会を創出し、県産品の魅力を発信する。

2 業務の名称

百貨店における県産品実演販売キャラバン展開業務

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

4 具体的な委託内容

複数の百貨店の催事場（地下催事場含む）にて、宮崎県産品をPRする実演販売を実施することで、県産品の認知度向上と販路開拓・拡大を図る。

（1）百貨店における県産品実演販売の実施

- ・ 会場の確保や装飾、県内事業者への案内、百貨店等との調整、広報宣伝等、実演販売実施に必要な準備は受託者が実施すること。
- ・ 過去の売上実績や集客力を考慮の上、より効果的な開催会場を選定すること。
- ・ 実演販売を実施する百貨店の数は計3店舗以上とし、1店舗当たり5～10社程度の県内事業者が参加できるようにすること。
- ・ 実演販売の実施日数は、土日・祝日を2日以上含むこと。
- ・ 実演販売の売上、来場客を伸ばすため、効果的な会場装飾や広報宣伝を行うこと。
- ・ 催事外バイヤーへの情報提供や個別商談の設定等、フェア後の定番化を図る機会を設けること。
- ・ 実演販売直後に県内出展事業者を対象に、フェア開催に関するアンケート調査を実施し、当該フェアの効果検証を行うこと。

※ 県産品の定義

- （1）農林水産物については、宮崎県内で生産、収穫されたものであること。
- （2）農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については、以下のいずれかに該当するもの
 - ① 県内の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
 - ② 県内の素材を利用し、県外で製造・加工し、県内素材を利用していることを明示して、主に県内で販売しているもの
 - ③ 県外の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの

- (3) その他、本県の認知度・好感度及びブランド力向上等に寄与すると判断されるものについては、県産品として扱うことができるものとする。

5 留意事項

企画全体にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 各委託内容が連動性、繋がりを持った形に工夫すること。
- (2) 県では当業務のほか、バイヤー等向けの各施策の展開を計画している。県からの指示を踏まえ、これらの施策と連動した取組を展開すること。
- (3) 各委託内容の実施において、費用対効果、法令や環境、安全に配慮した提案に努めるものとする。

6 成果品等の提出

委託締結時に、業務委託契約書に定める百貨店における県産品実演販売キャラバン展開業務委託仕様書に基づき、令和6年3月31日（金）までに成果品等の必要書類を提出すること。

7 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

8 その他

- (1) 成果品等についての権利は、県に帰属する。
- (2) 成果品等についての電子データは、県へ提出する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、計画に変更が生じた場合又は本仕様書に明記のない事項については双方協議の上、決定することとする。